

平成 30 年 2 月 13 日

まちづくり企画課

平成 30 年度の自治会、町内会活動推進交付金について

平素より、本町のまちづくりにご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

防犯灯 L E D 化事業につきまして、防犯灯情報の提供などにご協力いただき、ありがとうございます。現在、電力会社と手続きを進めており、各自治会・町内会で所有していた防犯灯について、今年度中に町への移管が完了します。これにより、これまで各自治会・町内会において負担いただいていた防犯灯の電気代について、4 月請求分以降は町の負担となります。

この防犯灯の移管に伴いまして、毎年 5 月・11 月に交付しています「自治会、町内会活動推進交付金」のうち、防犯灯割（1 灯あたり 1,350 円）については、平成 30 年度より各自治会・町内会への交付金がなくなります。なお、人口割（1 人あたり 100 円）、世帯割（1 世帯あたり 400 円）、均等割（1 自治会等あたり 80,000 円）の額については変更ありません。

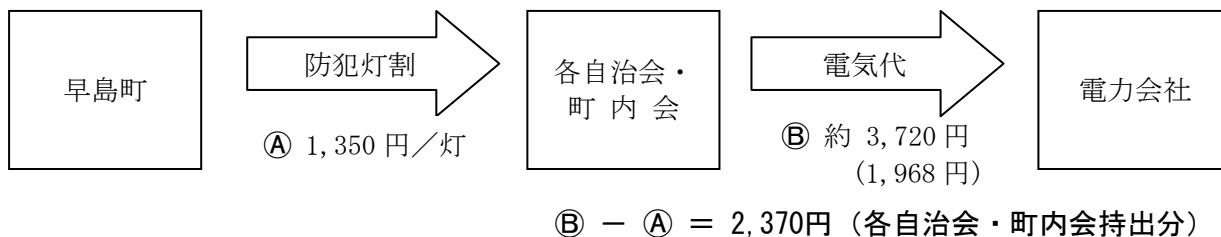
ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

（参 考）

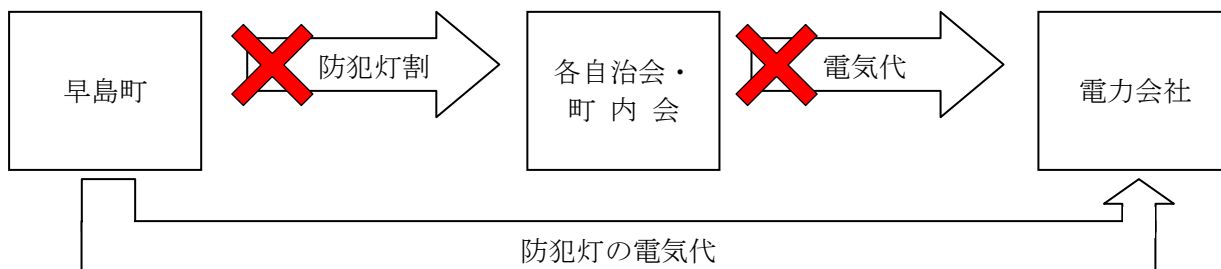
防犯灯 1 灯あたり電気代 3,720 円/年（通常の防犯灯）
 1,968 円/年（L E D 化防犯灯）

※ 平成 29 年 10 月における防犯灯（公衆街路灯 A）料金により算出

【これまで】



【4 月以降】



町への防犯灯移管により、各自治会・町内会の防犯灯電気代の支払い（平成 30 年 4 月請求分以降）と、町からの防犯灯割分の活動推進費交付金がともなくなります。

※ 各自治会・町内会において平成 30 年度予算を組まれる際はご注意ください。